

令和2年5月定例教育委員会  
議案説明資料

報告 4件

議案 6件

---

計 10件

番号	報告第7号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立小中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を定めることについて		
説明	<p>学校における働き方改革が急務となっている中、業務を行う時間の上限を定めるものです。</p> <p>1か月の時間外在校等時間を1か月45時間、1年間360時間以内とする。ただし、特別の事情がある場合の時間外在校等時間の上限は、1か月100時間未満、1年間720時間とするものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和2年4月1日</p>		

# 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の 一部を改正する法律案の概要

## 趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

## 概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

### 1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日を確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

#### ※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

### 2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

## 施行期日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日

## 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン

平成31年1月25日

文部科学省

## 1. 趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。特に所定の勤務時間外においては、いわゆる「超勤4項目」以外の業務について、教師が対応している時間が長時間化している実態が生じている。

現在、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、「学校における働き方改革」が進められている。

教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合っ自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出す。これが「学校における働き方改革」の目指すところであり、文部科学省では、業務の明確化・適正化、必要な環境整備等、教師の長時間勤務是正に向けた取組を着実に実施していくこととしている。

また、政府全体でも関連する取り組みが進められる中、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革推進法」という。）において、労働基準法第36条における時間外労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を結ぶにあたり、法定の労働時間を超える時間外労働の規制が新たに規定されたところである。

今回、こうした政府全体の動向も踏まえつつ、現在進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れ、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを制定するものである。

なお、本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（答申）において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくものである。

## 2. 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

## 3. 勤務時間の上限の目安時間

### （1）本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

教師は、社会の変化に伴い子供たちがますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれに異なる一人一人の子供たちの発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、学習意欲を高める授業や適切なコミュニケーションをとって教育活動に当たることが期待されている。このような教師の専門職としての専門性や職務の特徴を十分に考慮しつつ、「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、今回のガイドラインにおいては、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。また、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについても合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」とする。

### （2）上限の目安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

### (3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

## 4. 実効性の担保

(1) 本ガイドラインの実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会は以下の取組を進めること。

- ①教育委員会は、本ガイドラインを参考にしながら、それぞれにおいて、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等(以下「方針等」という。)を策定すること。
- ②教育委員会は、方針等の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、方針等で定める上限の目安時間を超えた場合には、教育委員会は、所管内の公立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- ③教育委員会は、人事委員会と方針等について認識を共有し、専門的な助言等を受けるなど連携を強化すること。人事委員会を置かない地方公共団体については、当該団体の長と方針等について認識を共有し、当該団体の長の求めに応じて必要な報告を行うなど連携して取り組むこと。

(2) 文部科学省及び教育委員会は、保護者も含めて社会全体が本ガイドラインや方針等の内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して広く周知を図るものとする。

(3) 文部科学省は、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」をはじめとした既存の調査等を活用しつつ、適宜、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表するものとする。

## 5. 留意事項

- (1) 関係者は、本ガイドラインが、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。決して、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。
- (2) 本ガイドラインの実施に当たっては、働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。
- (3) 本ガイドラインの実施に当たっては、教育委員会は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すること。また、教師等の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教師等への医師による面接指導や健康診断を実施すること、退庁から登庁までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること、心身の健康問題についての相談窓口を設置すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教師等に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならないこと。
- (4) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。
- (5) 冒頭で述べた通り、本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(答申)において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくこととしており、各教育委員会においては、この点にも留意して取組を進められたい。

番号	報告第8号	担当	学校教育部教職員課
議案名	校長職務代理者の発令について		
説明	<p>学校教育法第37条第8項の規定に基づき、校長職務代理者を任命するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年4月27日</p>		



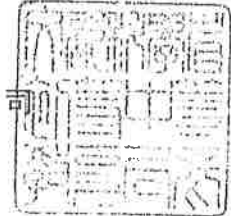
番号	報告第9号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員及び調査員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規定5条及び第8条第3項の規定に基づき、委員及び調査員の委嘱及び任命について、教育長専決を行ったので、これを報告するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		



元文科初第1807号  
令和2年3月27日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
丸 山 洋



(印影印刷)

### 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。）を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、令和元年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、令和2年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

## 1. 教科書採択の公正確保の徹底について

### (1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。)第11条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。)第9条第2項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知)の「第一2. 留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第6項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者(公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。)において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和元年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」，「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」），「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については，教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり，それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか，教科書発行者が負担した交通費・宿泊費，飲食費その他の費用についても，本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には，必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

## (2) 教科書見本の取扱いについて

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については，毎年度，文部科学省から教科書発行者に通知しており，それを超える教科書見本の送付，又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと（令和2年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（令和2年3月27日付け元文科初第1806号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。）。

近年，多くの教科書発行者が，従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから，引き続き，採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう，くれぐれも留意すること。

- 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成29年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等，一定の場合には，採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため，これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに，当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について，採択権者の判断により，具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが，その場合には，事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講ずること。

- このほか，採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
  - ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
  - ・ 平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。
  - ・ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。  
ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。
- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
  - 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。
- (3) 過大な宣伝活動等への対処について
- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しよ

うとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、下記事項にあるような過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
  - ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
  - ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
  - ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
  - ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
  - ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。
- このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。
- 教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の

確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び行動規範も併せて参照すること。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

#### (4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容につ

いて厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。

- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和元年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

#### (5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、
  - ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
  - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
  - ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷



担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

#### (6) 文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

## 2. 教科書採択方法の改善について

### (1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めること。

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

## (2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

### (3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。
- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

### (4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

### (5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容

易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

#### (6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

- ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組
  - ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
  - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- ②カラーユニバーサルデザインに関する取組
  - ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
  - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付ける。
- ③レイアウトに関する取組
  - ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
  - ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

### 3. 令和2年度の教科書採択における留意事項について

令和2年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

#### (1) 小学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和

元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する中学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

①小学部

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

②中学部

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(4) 無償措置法施行規則第6条の規定による採択について

上記（1）～（3）にかかわらず、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和元年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(5) 高等学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(6) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(7) その他

令和2年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

**【参考】教科書検定の申請受付**

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm)

**4. その他**

- 都道府県教育委員会は、新型コロナウイルスの影響により、教育委員会等において教科書採択に関する事務処理が法令、本通知及び課長通知等により難しい事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。
  
- 一般社団法人教科書協会が制定した行動規範は、以下の URL を参照のこと。  
<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code190201.pdf>

**【担当】**

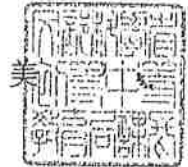
文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2411



元初教科第39号  
令和2年3月27日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長  
中野理美



(印影印刷)

令和3年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和2年3月27日付け元文科初第1807号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2411

## 記

### 1 採択に当たっての留意事項について

#### (1) 小学校用教科書の採択について

令和2年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

#### (2) 中学校用教科書の採択について

全ての教科書について新たに採択を行うこと。

#### (3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和3年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成11年文部科学省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。

#### (4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

（オ）別途送付している「令和3年度用一般図書一覧」（令和2年3月



2 日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和2年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、令和3年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

## 2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和2年3月27日付け元文科初第1806号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

## 3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、例年どおり、6月10日以降の最初の金曜日である6月12日から14日間(法定展示期間)開催すること(令和2年文部科学省告示第10号)。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよ

う工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書展览展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

#### 4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。  
なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用

する教科書（教科書目録第1部掲載）と，平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるので，需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。

- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については，別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様，必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう，障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお，教科書関係事務主管課のみではなく，特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り，音声教材の需要を適切に把握し，普及推進に積極的に取り組むこと。

## 5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは，教科書を常時展示し，教科書の調査研究の便宜を図るとともに，保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては，新設，移転（住所表示の変更を含む。），名称変更，廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には，その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。  
報告の様式は任意であるが，教科書センターの名称，住所，設置場所，電話番号，展示教科書の種類について，変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに，変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

## 6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう，採択地区の設定又は変更に当たっては，各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに，随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し，又は変更したときは，無償措置法第12条第3項の規定に基づき，告示を行い，関係者に周知するとともに，文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際，以下の資料を添付すること。
  - ① 採択地区変更に係る告示の写し
  - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
  - ③ 採択地区変更に係る理由書
  - ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類
- (3) 採択地区の変更に際して，教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には，事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談する

こと。

- 7 中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて  
中学校については令和3年度から、高等学校については令和4年度から、新しい学習指導要領が実施される予定となっており、令和2年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

【別記】 検定・採択の周期

年度（西暦）		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	
学校種別等区分												
小 学 校	検 定	◎			◆	◎	◎				◎	
	採 択		△			▲	△	△				
	使用開始			○			●	○	○			
中 学 校	検 定		◎			◆	◎	◎				
	採 択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定			◎			◎	◎			
		採 択				△			△	△		
		使用開始	○								○	○
	主として 中学年用	検 定				◎				◎	◎	
		採 択	△				△				△	△
		使用開始		○				○				○
	主として 高学年用	検 定	◎				◎				◎	◎
		採 択		△				△				△
		使用開始			○				○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

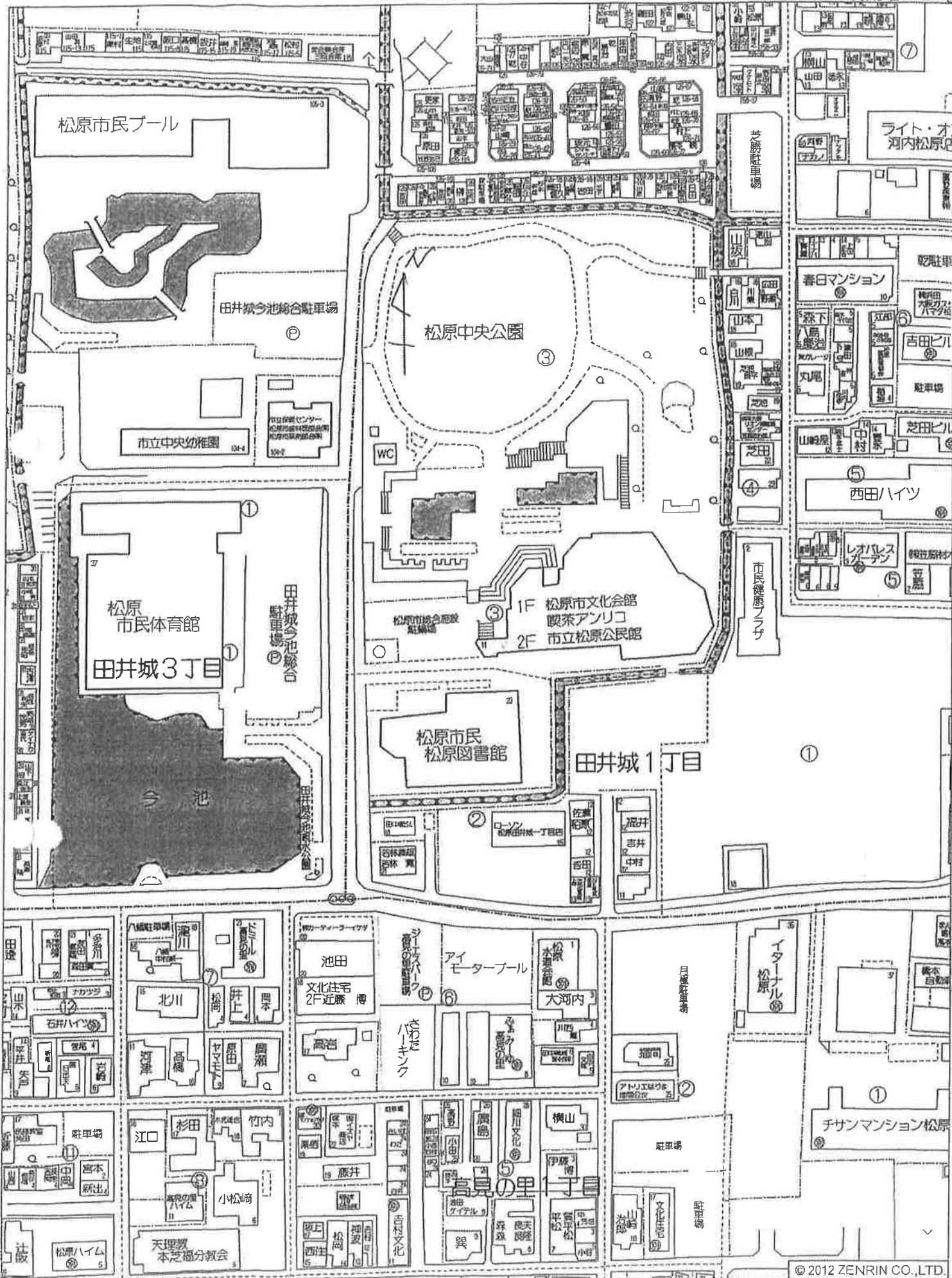
▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

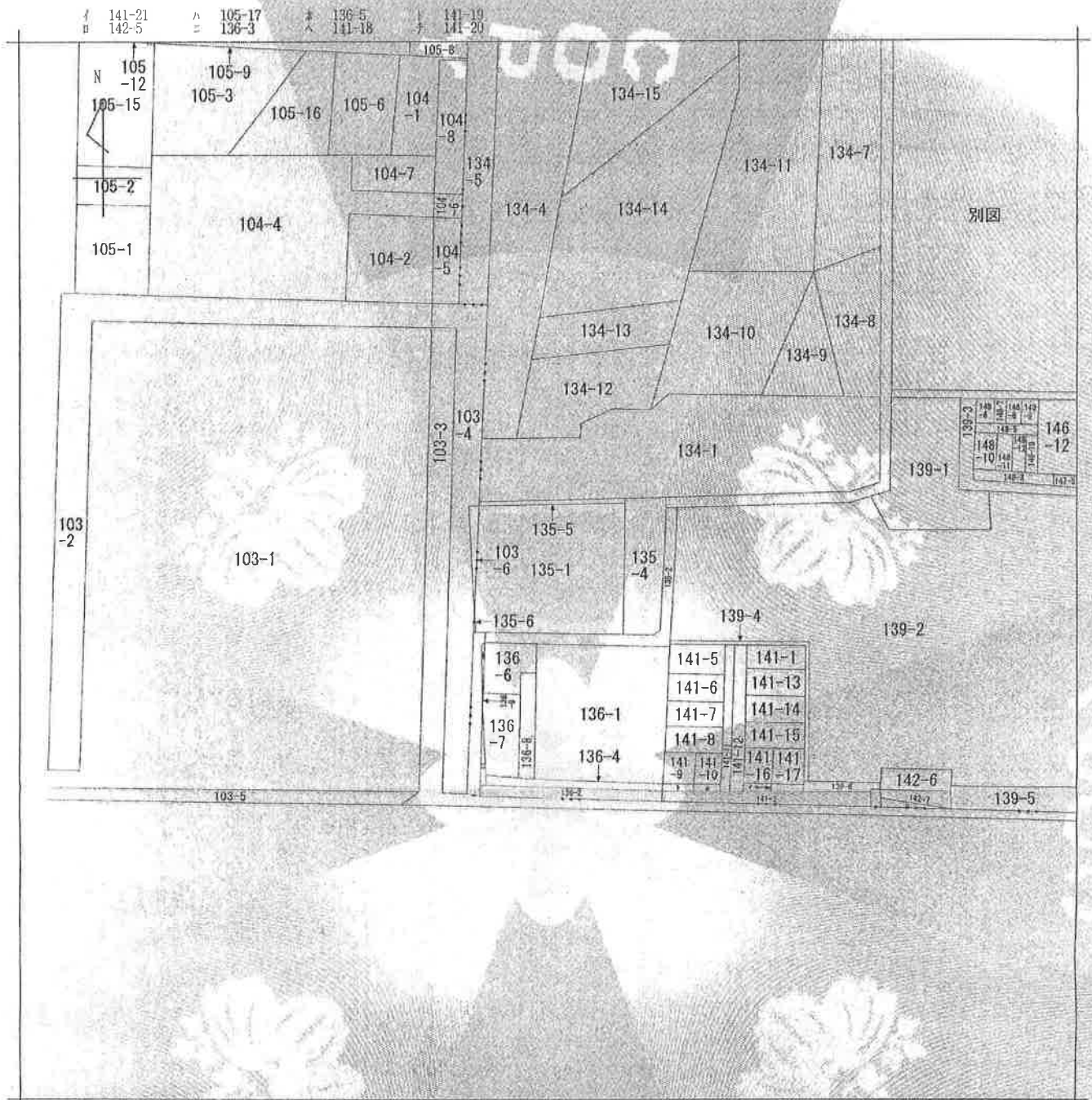
※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

番号	報告第10号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	旧松原市民松原図書館用地に係る教育財産の用途廃止等について		
説明	<p>(趣旨) 教育財産の用途廃止を行うものです。</p> <p>(内容) 旧松原市民松原図書館用地について、現況においては、解体撤去工事を行っている。解体撤去後の用地については、跡地利用を行うために、教育財産としての用途廃止を行うものです。</p> <p>(用地の所在地等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 田井城1丁目135-1 (1762.08 m<sup>2</sup>)・・・図書館用地</li> <li>② 田井城1丁目135-5 (47.07 m<sup>2</sup>)・・・図書館用地</li> <li>③ 田井城1丁目135-6 (2.4 m<sup>2</sup>)・・・図書館用地 (現況：道路)</li> <li>④ 田井城3丁目103-4 (565.58 m<sup>2</sup>)・・・図書館用地</li> <li>⑤ 田井城3丁目103-6 (35.14 m<sup>2</sup>)・・・道路用地 (現況：図書館)</li> </ul> <p>※なお、旧松原市民松原図書館用地について境界画定を行ったところ、旧松原市民松原図書館内に「みち・みどり整備室」所管の道路用地(⑤)が存在し、また市道敷内には旧松原市民松原図書館用地(③)が存在することが判明したため、現況に合わせて⑤の用地については、令和2年5月7日付けで「みち・みどり整備室」から「いきがい学習課」へ所管替えを行い、併せて道路用地から旧松原市民松原図書館へ用途変更を行っています。</p> <p>③用地については、教育財産として用途廃止した後、「財産管理課」から「みち・みどり整備室」へ所管替えの手続きを行います。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		



松原市田井城1丁目付近



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し	城田井3丁目
	田井城1丁目

請求部	所在	松原市田井城一丁目			地番	135番1	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は 座番記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)	補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和2年2月7日  
大阪法務局堺支局  
登記官

山本洋一



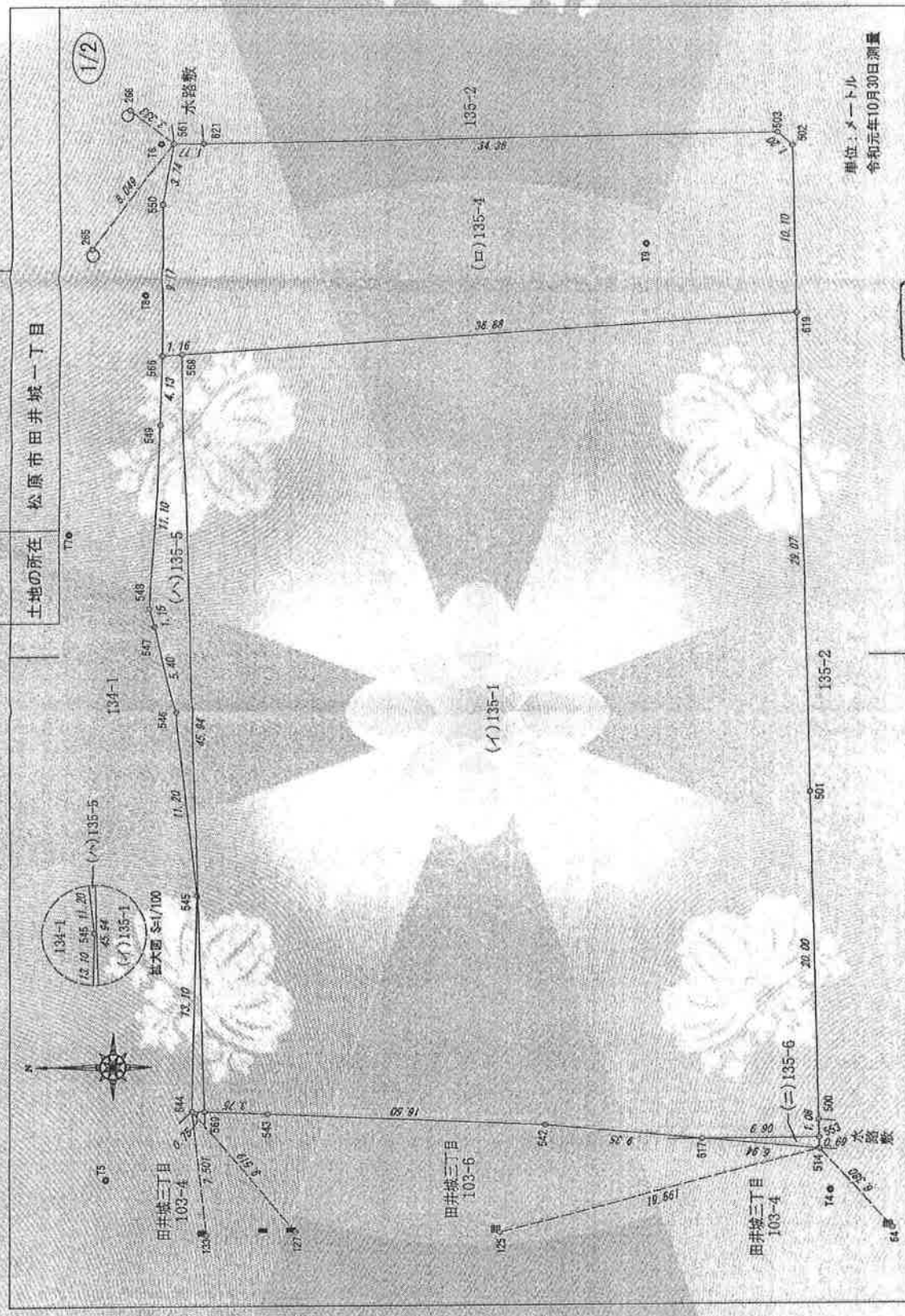
請求番号：3-1  
(1/1)



登記年月日：令和2年1月30日

地積測量図

地番	135番1、135番4ないし135番6
土地の所在	松原市田井城一丁目



単位：メートル  
令和元年10月30日測量



申請人  
松原市長 澤井 宏文

作成者  
松原市田井城一丁目5番20号  
土地家屋調査士 宮本 雅文  
(令和2年 / 月 / 30日作成)

縮尺  
1 / 250

これは図面に記載されている内容と証明した上面である。  
令和2年2月7日 大庭事務所 登記官 山本佳一

登記年月日：令和2年1月30日

公用

令和2年2月7日  
大阪法務局登記部

登記官

山本洋一



請求番号：3-2

地積測量図

135番1、135番4ないし135番6

土地の所在 松原市田井城一丁目

2/2



引照点座標リスト

点名	X	Y	種類
54	15759.242	-41415.009	黒木測外枠内角
126	157715.902	-41415.173	黒木測外枠内角
127	157703.976	-41415.078	黒木測外枠内角
133	157695.605	-41415.275	黒木測外枠内角
265	157691.634	-41355.405	マンホール枠内角
266	157693.985	-41347.104	マンホール枠内角

地番 (イ)135番1

点名	種類	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_{n+1}-Y_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$
563	(金属標)	157734.922	-41409.602	6.970	-284855.652158	
511	(銅印)	157728.019	-41409.602	16.220	-571664.332240	
542	(銅印)	157718.702	-41408.755	25.809	-1088719.157795	
543	(銅印)	157702.210	-41406.012	20.240	-638096.162880	
569	(金属標)	157698.482	-41407.858	5.200	-215320.161600	
568	(銅印)	157697.010	-41381.933	-35.351	1462165.030483	
619	(金属標)	157703.813	-41359.455	-37.452	1546994.008800	
501	(銅印)	157734.452	-41388.518	-1.055	44906.542000	
500	(金属標)	157724.888	-41408.515	-0.460	19047.416900	
倍面積積						3524.166500
減面積積						1762.083000
地積						1762.08 m <sup>2</sup>

地番 (ロ)135番4

点名	種類	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_{n+1}-Y_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$
566	(鉄)	157695.848	-41362.011	-1.108	45746.304104	
588	(鉄)	157697.010	-41361.803	-37.965	-1570305.783345	
619	(金属標)	157733.813	-41359.455	-36.588	15136731.344000	
502	(金属標)	157733.508	-41349.348	1.074	-44400.091752	
503	(金属標)	157732.739	-41348.513	35.225	-145650.370425	
621	(金属標)	157696.393	-41349.165	36.133	-1494059.278945	
561	(金属標)	157696.393	-41349.154	2.479	-102504.875556	
550	(鉄)	157695.904	-41352.840	0.758	-31345.452720	
倍面積積						895.825200
減面積積						447.767015
地積						447.76 m <sup>2</sup>

地番 (ハ)135番5

点名	種類	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_{n+1}-Y_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$
544	(鉄)	157697.708	-41407.827	-0.468	13378.953230	
569	(金属標)	157696.462	-41407.858	0.698	-28902.884884	
566	(鉄)	157697.010	-41361.933	2.614	-108120.093822	
568	(鉄)	157695.848	-41362.011	1.180	-49138.095968	
540	(鉄)	157695.822	-41366.146	0.705	-29163.120290	
548	(鉄)	157695.143	-41377.228	0.388	-16064.364664	
547	(鉄)	157695.424	-41378.342	-1.577	66253.845331	
545	(鉄)	157698.720	-41383.593	-2.560	105941.890980	
545	(金属標)	157697.964	-41383.593	-0.968	40897.067332	
倍面積積						94.149554
減面積積						47.074770
地積						47.07 m <sup>2</sup>

地番 (ニ)135番6

点名	種類	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_{n+1}-Y_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$
514	(銅印)	157734.937	-41410.300	-6.903	238955.300900	
553	(金属標)	157734.922	-41409.602	6.918	-288471.626635	
617	(銅印)	157728.019	-41409.602	-0.015	621.144630	
倍面積積						4.818894
減面積積						2.4084470
地積						2.40 m <sup>2</sup>

(イ)1762.0833000 + (ロ)447.7626015 + (ハ)47.0747770 + (ニ)2.4084470 = 2259.3301255  
合計地積 2259.33 m<sup>2</sup>

作成者 松原市田井城一丁目5番20号  
土地家屋調査士 宮本雅文

申請人 松原市長 澤井宏文

縮尺 1/

これは図面に記載されている内容と証明した書面である。

登記年月日：令和2年1月30日

### 地積測量図

地番 103番4、103番6  
土地の所在 松原市田井城三丁目



点名	X	Y	種別
54	-157709.242	-41415.000	鋼次測針内角
125	-157715.992	-41415.173	鋼次測針内角
127	-157703.876	-41415.078	鋼次測針内角
133	-157598.605	-41415.275	鋼次測針内角

点名	X	Y	種別
54	-157709.242	-41415.000	鋼次測針内角
125	-157715.992	-41415.173	鋼次測針内角
127	-157703.876	-41415.078	鋼次測針内角
133	-157598.605	-41415.275	鋼次測針内角

地名	種別	X	Y	X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub>	Y <sub>n</sub> (X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> )	面積
617	(引印)	-157728.018	-41409.842	-20.176	839439.827950	
542	( )	-157718.702	-41408.795	25.809	-1088718.157395	
543	( )	-157702.270	-41408.012	20.240	-830998.167880	
569	(鋼線)	-157688.462	-41407.658	3.883	-152906.741014	
618	(鋼線)	-157688.527	-41408.907	-20.557	1223952.821199	
	借面積				70.282860	
	面積				35.424300	

(イ)103番4 600.730 - 35.424300 = 565.305700  
面積 565.58 m<sup>2</sup>

地名	X	Y	種別
10000	-157760.516	-41500.506	鋼線
10005	-157772.476	-41720.624	鋼線
10010	-157782.522	-41411.765	鋼線
10015	-157735.574	-41412.778	鋼線
10020	-157692.657	-41411.975	鋼線
10025	-157695.840	-41409.175	鋼線
10030	-157800.379	-41372.701	鋼線
10035	-157694.850	-41358.450	鋼線
10040	-157724.850	-41355.207	鋼線

単位：メートル  
令和元年10月30日測量

申請人 松原市長 澤井 宏文

作成者 松原市田井城一丁目5番20号 土地家産調査士 宮本 雅文 (令和2年1月30日作成)

縮尺 1/500

これは図面に記載された内容を確認した書面である。  
令和2年2月7日 大阪法務局 登記官

公用



請求番号：3-3

番号	議案第13号	担当	教育総務部教育総務課
議案名	令和元年度松原市一般会計補正予算（第5号）について		
説明	<p>（教育総務課）</p> <p>令和元年度松原市一般会計補正予算（第5号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に定められた、教育委員会の意見聴取を行うものです。</p> <p>補正予算の内容については、下記のとおりです。</p> <p>令和元年度松原市一般会計補正予算（第1号）にて議決いただき、令和元年度に施工しました各小学校ブロック塀改修事業及び中学校ブロック塀改修事業について、事業完了に伴い、市債の増額補正を行うものです。</p> <p>また、令和元年度松原市一般会計補正予算（第3号）で議決いただきました、各中学校トイレ改造事業につきまして、充当率の高い市債への変更に伴い、市債の増額補正を行うものです。</p> <p>上記歳入の変更に伴い、歳出については財源構成の変更を行うものです。</p> <p>（教職員課）</p> <p>令和元年度松原市一般会計補正予算のうち、教職員課所管分について、松原市奨学金基金の令和元年度中の預金利息 6,187 円を基金に積み立てるものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	議案第 1 4 号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について		
説明	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、法第 7 条に規定する教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が告示されたことに伴い、4 月に周知した「松原市立小中学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針」に関し必要な事項を定めるものです。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限時間の原則</li> <li>1 箇月については 4 5 時間、</li> <li>1 年については 3 6 0 時間を在校等時間の上限とする。</li> <li>一時的又は突発的により所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合</li> <li>1 箇月については 1 0 0 時間未満、</li> <li>1 年については 7 2 0 時間以内、</li> <li>連続する複数月の 1 箇月あたりの平均 8 0 時間以内、</li> <li>1 年のうち 4 5 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月までの在校等時間とする。</li> </ul>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和 2 年 5 月 20 日 (令和 2 年 4 月 1 日にさかのぼって適用)</p>		

## 松原市立小中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針

令和2年4月1日

松原市教育委員会

### 1 はじめに

近年、我が国の教育職員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっています。

松原市教育委員会では、平成29年12月に「松原市立小中学校における業務改善計画」を策定し、全ての教職員が心身ともに健康で、児童生徒と向き合う時間を確保しながら、教育効果を上げることをめざし、教員の負担の軽減と多忙化解消に向けて学校における業務改善の取組みを推進してきました。

また、平成31年度からは、勤務時間管理簿の提出を義務化し、教職員一人ひとりが自分の勤務時間を把握するとともに、管理職や教育委員会も勤務時間を把握し、適切な指導ができるようにしました。

令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第72号。以下「給特法」という。）が公布され、文部科学省が平成31年1月に策定した「公立

学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされました。このことにより、市教育委員会の所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）を策定し、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日30文科初第1497号文部科学事務次官通知）も踏まえ、引き続き、学校における働き方改革を進めます。

## 2 対象の範囲

本方針に掲げる措置は、給特法第2条第2項に規定する教育職員のうち松原市立学校に勤務する教育職員を対象とします。なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用されます。

## 3 業務を行う時間の上限

### (1) 本方針における「勤務時間」の考え方

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とします。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時

間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とします。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとします。

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の

職務に従事している時間として教育委員会が外形的に把握する時間

ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用

して行う事業場外勤務）等の時間

ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるため

に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ニ 休憩時間

## (2) 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第2条に規定する勤務時間を除いた時間を以下に掲げる時間の上限の範囲内とします。

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間45時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。）



- ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間360時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）

### (3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に  
伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場  
合においては、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間  
を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とします。

- イ 1箇月時間外在校等時間100時間未満

- ロ 1年間時間外在校等時間720時間

- ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月

- ニ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの  
期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均  
時間80時間

## 4 留意事項

### (1) 上限時間について

校長等の学校の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、  
上限方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと

解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければなりません。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはなりません。

## (2) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、または記録させることがあってはなりません。

## (3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければなりません。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとします。

番号	議案第15号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正するものです。</p> <p>この改正により、新たに子育て部分休暇と不妊治療休暇の取得が可能となりました。</p> <p>(内容)</p> <p>条例の一部改正により、新たに取得可能となる子育て部分休暇及び不妊治療休暇の処理については、校長が行うものとするもの。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和2年5月20日（令和20年4月1日に遡及し適用）</p>		

松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 条例第4条(週休日の振替等)、第6条(時間外勤務)、第7条(宿日直勤務)及び第10条(休日の代休日)の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条(年次休暇)、第14条(病気休暇)、第15条(特別休暇)、第16条(介護休暇)、第16条の2(介護時間)、<u>第17条(子育て部分休暇)、第18条(不妊治療休暇)及び第19条(臨時的任用職員)の休暇</u>の規定による職員の休暇の処理については、校長が、これを行う。</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 条例第4条(週休日の振替等)、第6条(時間外勤務)、第7条(宿日直勤務)及び第10条(休日の代休日)の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条(年次休暇)、第14条(病気休暇)、第15条(特別休暇)、第16条(介護休暇)、第16条の2(介護時間)及び<u>第17条(臨時的任用職員)の休暇</u>の規定による職員(校長を除く。)の休暇の処理については、校長が、これを行う。</p>

○松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

平成7年3月31日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪府条例第4号。以下「条例」という。）及び府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年大阪府教育委員会規則第2号。以下「府費負担教職員規則」という。）に基づき松原市立学校に勤務する府費負担教職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振り)

第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分（休憩時間を除く。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内（休憩時間を除く。）で、別に定める時間の割振りとする。

2 校長は、学校運営上必要があると認める場合は、職員の全部又は一部について、前項に規定する勤務時間の割振りを変えることができる。

3 校長は、前項の規定により勤務時間の割振りを変える場合は、職員にあらかじめ相当の期間をおいて周知させるものとする。

(宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間の割振り)

第3条 宿泊を伴う学校行事において児童、生徒又は学生を引率する業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、前条の規定にかかわらず、校長は、市教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。

(休憩時間)

第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの間（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、午前11時から午後2時までの範囲内で別に定める時間内）に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認める場合は、他の時間に変更することができる。

(育児又は介護を行う職員についての特例)

第4条の2 第2条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間

の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。

(1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の養育

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎

(3) 条例第8条第5項に規定する被介護人のある職員 当該被介護人の介護（障害のある職員についての特例）

第4条の3 第2条及び第4条の規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する

る法律（昭和35年法律第123号。以下この条において「法」という。）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員について、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。

- (1) 法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は法第37条第2項に規定する精神障害者である職員
- (2) 前号に掲げる職員のほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員（週休日の振替等）

第5条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができることとされている事項並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）、第17条（子育て部分休暇）、第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時的任用職員の休暇）の規定による職員の休暇の処理については、校長が、これを行う。

（施行の細目）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

番号	議案第16号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市内の住宅開発の状況や市立小中学校に在籍する児童生徒数の推移等を踏まえて、松原市立小中学校の通学区域について審議する委員について、PTA協議会の体制変更及び市の人事異動に伴い、新たに委員の委嘱を行うものです。</p> <p>(PTA役員2名、市職員1名の計3名)</p> <p>(任期) 前任者の残任期間(委嘱日から令和2年9月24日)</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市立小中学校通学区域審議会委員名簿

任期：令和2年9月24日まで

	氏名	役職または所属	分類	備考
1	たなか あつし 田中 厚志	松原市議会議員	市議会の議員	
2	うえまつ せいじ 植松 栄次	松原市議会議員	市議会の議員	
3	こうもと しんいち 河本 晋一	松原市議会議員	市議会の議員	
4	きだ たかし 紀田 崇	松原市議会議員	市議会の議員	
5	かわち とおる 河内 徹	松原市議会議員	市議会の議員	
6	のぐち まちこ 野口 真知子	松原市議会議員	市議会の議員	
7	いけうち ひでひと 池内 秀仁	松原市議会議員	市議会の議員	
8	つみ みほ 堤 実	松原市町会連合会副会長	学識経験のある者	
9	あきの まさかず 藪野 正一	桜ヶ丘連合会会長	学識経験のある者	
10	みなみ ひろし 南 浩	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
11	また たかひろ 牧田 孝弘	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
12	いのうえ あきひと 井上 彰人	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
13	よしむら のりよし 吉村 盛善	松原商工会議所会頭	学識経験のある者	
14	にき のぶひこ 二木 信彦	松原青年会議所元理事長	学識経験のある者	
15	にしだ たかし 西田 孝司	社会教育委員	学識経験のある者	
16	やすまつ まきのぶ 安松 昌信	柴籬神社名誉宮司	学識経験のある者	
17	あきやま わたる 秋山 弥	阪南大学教授	学識経験のある者	
18	さとう ひろと 佐藤 博人	松原第五中学校長	学校の長	
19	やまもり あつし 山森 篤	松原小学校長	学校の長	
20	はしもと あきら 橋本 明	市長公室長	市の職員	
21	たむら しげちか 田村 滋近	市民生活部長	市の職員	

※下線部が新たに委嘱する委員



○松原市立小中学校通学区域審議会規則（昭和45年12月1日教委規則第6号）  
改正平成17年9月30日

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小中学校の通学区域について調査、審議をし、意見を答申するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）市議会の議員
- （2）学校の長
- （3）市の職員
- （4）学識経験のある者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、委員の職を失う。

3 教育委員会は、前各項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めた場合は、任期途中において、委員を解嘱することができる。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会の会議において必要と認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行なう。

（細則）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会で定める。

番号	議案第17号	担当	福祉部子ども未来室
議案名	松原市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について		
説明	<p>令和3年4月の松原市立幼保連携型認定こども園開設に伴い、松原市立まつばら幼稚園、松原西幼稚園およびまつかぜ幼稚園を廃止するため、関連条項の整理を行うものです。</p> <p>幼稚園教育の基準として学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領を適用するため所要の改正を行うものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市立幼稚園条例

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 松原市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を次のとおり設置する。</p> <p>(1) 恵我幼稚園 松原市大堀3丁目1番35号</p> <p>(2) 三宅幼稚園 松原市三宅中3丁目17番8号</p> <p>(3) 四つ葉幼稚園 松原市天美南4丁目276番地の1</p> <p>(教育期間及び休業日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 幼稚園の休業日は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第39条の規定により準用する同規則第61条に規定する日とする。</p> <p>(幼稚園教育と課程及び時間)</p> <p>第5条 幼稚園教育は、省令第38条に規定する幼稚園教育要領の内容に常に留意して行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 松原市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を次のとおり設置する。</p> <p>(1) 松原幼稚園 松原市上田5丁目2番11号</p> <p>(2) 恵我幼稚園 松原市大堀3丁目1番35号</p> <p>(3) 三宅幼稚園 松原市三宅中3丁目17番8号</p> <p>(4) 松原西幼稚園 松原市河合2丁目522番地の3</p> <p>(5) まつかぜ幼稚園 松原市立部5丁目6番28号</p> <p>(6) 四つ葉幼稚園 松原市天美南4丁目276番地の1</p> <p>(教育期間及び休業日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 幼稚園の休業日は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第39条の規定により準用する同規則第61条に規定する日とする。</p> <p>(幼稚園教育と課程及び時間)</p> <p>第5条 幼稚園教育は、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に示す健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域を相互に関連させて行う幼児の心身の発達に有効な活動及び生活経験とする。</p>

番号	議案第18号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市図書館条例の一部を改正する条例の制定について		
説明	<p>松原市民天美図書館に係る、松原市図書館条例の一部を改正する条例の制定については、松原市の地域医療体制の充実及び救急医療体制の向上、また、医療介護の連携強化を見据え、将来にわたって安定的かつ継続的な医療を提供することができる基盤を確立するため、下記所在地を売却することとなることから、その所在地にある松原市民天美図書館について、移転先が決定しており、そのため、松原市図書館条例の一部を改正する条例を提案するものです。</p> <p>なお、当面の間は、現在の場所での運営を行っていくことから、条例改正についての施行時期については、別途施行期日を定めるものです。</p> <p>また、現在の天美図書館の建物については、土地の移転作業（移転登記の前）が完了した段階で、教育財産を外すものです。</p> <p>売却所在 松原市天美東7丁目102番・103番・104番</p> <p>図書館の所在 （現在の住所）天美東7丁目103番地 （移転先住所）天美東7丁目85番地</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市図書館条例

改正後			改正前		
別表第1 (第1条関係)	別表第1 (第1条関係)		名称	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
松原市民天美図書館	松原市民天美図書館	松原市天美東7丁目8番地	松原市民天美図書館	松原市天美東7丁目103番地	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	